

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市立地適正化計画改定業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和7年4月30日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

- (1) 業務名 佐野市立地適正化計画改定業務委託
- (2) 業務内容 令和3年3月に策定した佐野市立地適正化計画が、令和7年度末で5年が経過することから、都市再生特別措置法第84条の規定により、施策の実施状況について評価等を行い、その結果を踏まえ計画を変更するものとされている。そのため、施策の実施状況について評価等を行うとともに計画の改定版を策定することを目的とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月10日（火）
- (4) 提案限度価格
 - ①提案書限度価格 4, 126千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
 - ②最低制限価格 なし

2 参加資格要件

応募する事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当するものでないこと。
- (2) 佐野市における令和7・8年度入札参加者資格者で、物品役務入札参加資格名簿(S03 調査業務)に登録がある者であること。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱(平成17年佐野市告示第154号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。なお、指名停止の措置を受けた時は、当該資格を喪失するものとする。
- (4) 佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 2020年(令和2年)4月1日から告示日まで、地方公共団体が発注する同種業務について元請けとして完了した実績を有すること。
同種業務: 立地適正化計画の策定又は改定業務(なお、防災指針のみを策定した場合は、同種業務とみなさない。)
- (7) 佐野市立地適正化計画改定業務委託実施要領5主任技術者並びに照査技術者の選任等のおり、技術者の配置ができること。

3 契約候補者を特定するまでの事務手順及びスケジュール

実施内容	実施時期
実施手続き開始の公告	4月30日(水)
説明書(募集要領等)の交付	4月30日(水)～5月12日(月)
参加表明書の受付期間	4月30日(水)～5月12日(月)
質問の受付	4月30日(水)～5月8日(木)
質問に対する回答期限	5月9日(金)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請通知	5月16日(金)
提案書提出期限	6月16日(月)
審査(書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング)	6月20日(金)※予定
特定・非特定通知書の通知	6月下旬
契約締結	6月下旬

4 契約候補者を特定するための評価方法及び評価基準

- (1) 方法 参加表明書、見積書、提案書及びプレゼンテーションの評価による。評価項目は別途定める。
- (2) 基準 提案書の特定は、評価項目による評価の結果、委員の評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。

5 手続き等

(1) 資料等の交付方法

応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス<http://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和7年5月12日(月)午後5時(必着)
- ② 提出場所 6に同じ。
- ③ 提出方法 担当課に持参又は郵送等(配達記録が残る方法に限る。)ただし、郵送等の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和7年6月16日(月)正午まで(必着)
- ② 提出場所 6に同じ。
- ③ 提出方法 5(2)③と同じ。

6 問合せ先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市都市建設部 都市計画課 計画係
電話 0283-20-3100(直通)
FAX 0283-20-3035
E-mail tk-keikaku@city.sano.lg.jp